

17鞍総庶行第15号

平成17年6月10日

鞍手町行財政改革推進委員会会長 殿

鞍手町長 篠原 彌 榮

第4次鞍手町行財政改革大綱等の策定について

(諮問)

第4次鞍手町行財政改革大綱及び同実施計画(集中改革プラン)の策定にあたり、別紙趣旨説明書の内容により下記のとおり諮問いたしますので、審議の上、答申いただきますようお願いいたします。

記

1 . 諮問事項

(1) 今後の行財政改革における、鞍手町としての基本方針及び基本目標の策定及び提示 (中間答申)

(2) 貴委員会から中間答申として提示される基本方針及び基本目標をもとに、鞍手町行財政改革推進本部が策定する新たな大綱及び実施計画(集中改革プラン)案の内容に関する審議及び意見の提示

(最終答申)

趣旨説明書

1．諮問に至るまでの経緯について

鞍手町では、これまでに3回の行政改革に取り組んできました。第1次は昭和63年度、第2次は平成8年度、第3次は平成13年度を起点とし、各5年間の実施期間を設けて取り組んできた改革です。

過去3回の行政改革においては、社会情勢の変化に対応するため、その時どきの課題に対する改革内容を調整し、これに沿って事務事業、組織機構、定員管理、行政サービス、公共施設などの各種見直しを行い、逐次行財政運営に反映してきました。

しかし、少子・高齢化、情報化などの進展により、住民生活の質はさらに変化し続けており、また、平成12年4月には、地方分権一括法が施行され、地方行政を取り巻く環境は大きく変化してきました。

このため、平成13年度を起点とする第3次の行政改革においても、さらなる改革を推進する体制といたしましたが、市町村合併の機運の盛り上がりにより、平成15年4月には直鞍1市4町による「直鞍合併協議会」を設置し、各合併関係団体における行政改革の推進は、合併による改革効果の創出に視点を移すこととなりました。結果、直鞍合併協議会及びその後に設置した直鞍1市2町合併協議会では合併に至らず、合併による改革効果を創出することができなかつたため、現状は、単独の鞍手町として、国の三位一体の改革等による行財政の厳しい現実に立ち向かわざるを得ない状況となり、新たな改革に取り組むことといたしました。

2．総務省の新たな指針について

本町のように旧合併特例法のもとで市町村合併を実現できなかった団体はもとより、合併を実現した団体においてもなお、行財政改革は最重要課題であることから、総務省は、平成17年3月29日付けで、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を示しました。

この指針において国は、「地方公共団体は、平成17年度を起点として、おおむね平成21年度までの具体的な取組みを住民にわかりやすく明示した計画（集中改革プラン）を平成17年度中に公表すること」としています。

そして、次に掲げる項目を参考として示し、各地方公共団体において、より積極的な行政改革の推進に努めるよう助言するものとしています。

第1 計画的な行政改革の推進と説明責任の確保

(1) 行政改革大綱の見直しと集中改革プランの公表

事務・事業の再編・整理、廃止・統合

民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む。）

定員管理の適正化

手当の総点検をはじめとする給与の適正化（給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等）

市町村への権限委譲【都道府県に限る】

出先機関の見直し【都道府県に限る】

第三セクターの見直し

経費節減等の財政効果

その他

(2) 説明責任の確保

大綱等の見直し又は策定過程における住民等の意見の反映

大綱等の見直し又は策定過程の公表

成果の公表

第2 行政改革推進上の主要事項について

(1) 地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化

(2) 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

(3) 定員管理及び給与の適正化等

(4) 人材育成の推進

(5) 公正の確保と透明性の向上

(6) 電子自治体の推進

(7) 自主性・自律性の高い財政運営の確保

(8) 地方議会

3. 諮問の趣旨について

現状の鞍手町にとっては、危機的な財政状況を克服し、今後の行財政

運営を確かなものにしていくことが、緊急かつ最重要な取組みであります。

そのためには、これまでの取組みの経過や結果、総務省の新たな指針に示された内容を踏まえ、平成17年度を目標年度としていた現在の大綱及び実施計画に基づく取組みを現次点で見直し、新たな取組みを開始しなければなりません。

このことから、財政問題の解決を柱とする改革を「行財政改革」として位置付け、新たな大綱及び実施計画を策定するにあたり、推進委員会に審議をお願いすることは、次の2点であります。

第1に、今後の基本方針と基本目標の策定についてであります。

これは、言い換えれば、鞍手町の現状を見ていただいたときに、何を集中改革の柱とすべきかを、行政内部でまとめる前に、この委員会において客観的視点で見ていただき、そこに反映すべきことをあらかじめ提言していただくとするものであります。これを中間答申としてご提示いただきますようお願いするものであります。

第2は、貴委員会から中間答申として基本方針及び基本目標が提示されましたら、これをもとに、鞍手町行財政改革推進本部が新たな大綱及び実施計画（集中改革プラン）案を策定いたしますので、その内容について審議をいただき、委員会の意見としてまとめられたものを最終答申としてご提示いただきますようお願いするものであります。

今回の行財政改革は、これまで以上に緊急性や重要性が高い取組みであり、時期を逸することなく短期間で推進する必要がありますので、平成18年度当初予算への改革内容の反映を考えておりますが、難題も多いため審議に時間を要するものもあると思います。また、総務省の指針では、平成17年度中に「集中改革プラン」を公表することとされておりますので、策定期期については、この二つことを念頭に審議をいただきますようお願いする次第です。